

二輪自動車業における表示に関する公正競争規約についての新車に関する施行規則

(下線部が変更箇所)

改正後	現行
<p>第1条 二輪自動車業における表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第2項の「明瞭に表示」とは、新車1台ごとに表示することをいう。ただし、同一車名、同一仕様、同一価格のもの複数台数を他のものと区分して展示している場合には、これら複数台数に係る表示であることが分かるようにして表示してもよい。</p> <p>第2条 規約第3条第2項第4号及び第4項第3号の「保証の有無」（同条第3項及び第6項の規定により表示する場合を含む。）は、保証が付いているものについては「保証付き」、保証が付いていないものについては「保証なし」と表示するものとする。</p> <p>2 前項の規定により「保証付き」と表示する場合は、次に掲げる事項を付記するものとする。</p> <p>(1) 「保証の内容」及び「保証期間又は保証走行距離数」（規約第3条第3項及び第4項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。）</p> <p>(2) 新車の購入者には「保証書」の交付がある旨（規約第3条第3項、第4項及び第6項の規定により表示する場合にあっては、省略できる。）</p> <p>第3条 規約第3条第6項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 送料が必要な場合には、その額</p> <p>(2) 代金の全部又は一部の支払が新車の引</p>	<p>第1条～第20条 (略)</p>

改正後	現行
<p>渡し前である場合には、その支払の時期</p> <p>(3) 申込みの有効期限がある場合には、その期限</p> <p>(4) 販売数量の制限等、特別の販売条件がある場合には、その内容</p> <p>(5) 請求により、詳しい販売条件を記載した書面を遅滞なく交付する旨</p> <p>第4条 規約第3条第7項の「規則で定める事項」とは、次に掲げる事項をいう。</p> <p>(1) 割賦販売価格（ローン提携販売の支払総額を含む。）</p> <p>(2) 頭金の額</p> <p>(3) 賦払額</p> <p>(4) 割賦販売に係る代金の支払回数及び支払期間</p> <p>(5) 割賦（ローン）手数料の料率（実質年率）</p> <p>(6) その他必要な費用</p> <p>(7) ローン終了時の条件等（残価設定方式ローン販売の場合）。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で表示が困難な場合には、「ローン終了時の条件等については店頭にて尋ねられたい」旨を付記する等して、表示を省略することができる。</p> <p>第5条 製造業者は、規約第4条第2項のメーカー希望小売価格を表示するときは、消費税を含めた価格を表示し、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で第2号及び第3号の付記が困難な場合には、当該付記を省略することができる。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p>	

改正後	現行
<p>(2) 「メーカー希望小売価格は参考価格であり、販売価格は販売業者が独自に定めているので、販売価格については販売業者に尋ねられたい」旨の説明</p> <p>(3) 「メーカー希望小売価格には、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が含まれていない」旨の説明</p> <p>第6条 規約第4条第3項の「現金販売価格」及び「現金支払総額」とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 現金販売価格 車両の販売価格（消費税を含む。）であって、保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を含まないものをいう。</p> <p>(2) 現金支払総額 「現金販売価格」に保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用を加えたものをいう。</p> <p>2 「現金販売価格」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <p>(1) 保険料、税金（消費税を除く。）及び諸費用が表示価格に含まれていない旨の説明</p> <p>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</p> <p>3 「現金支払総額」を表示する場合は、次の事項を付記するものとする。ただし、電波媒体による場合及び新聞の突き出し広告等スペースの関係で付記が困難な場合には、付記を省略することができる。</p> <p>(1) 現金販売価格、保険料、税金（消費税</p>	

改正後	現行
<p>を除く。)及び諸費用の額</p> <p>(2) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズの内容、費用の内訳及びその合計金額</p> <p>第7条 複数の販売業者による共同広告において、一つの販売業者の販売価格を例示する場合には、「販売価格の一例である」旨及び販売業者名を表示するとともに、「各販売業者は価格をそれぞれ独自に定めているので、価格については各販売業者に尋ねられない」旨を付記するものとする。</p> <p>2 販売業者と製造業者との共同広告において、価格を例示する場合には、販売価格又はメーカー希望小売価格の別を明らかにして表示するとともに、販売価格を表示する場合にあつては「販売業者が独自に販売価格を定めている」旨、メーカー希望小売価格を表示する場合にあつては「当該価格は参考価格であり、販売業者は独自に販売価格を定めている」旨を付記するものとする。</p> <p>第8条 規約第5条第1項の契約書(注文書)には、次の事項を表示するものとする。</p> <p>(1) 車名及び主な仕様区分</p> <p>(2) 現金販売価格</p> <p>(3) 保険料、税金(消費税を除く。)、諸費用の額</p> <p>(4) カスタマイズ車にあつては、カスタマイズ内容及び費用</p> <p>(5) 下取車がある場合にあつては、当該下取車の明細及び下取価格</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 事業者は、前項の契約書(注文書)を購入者に交付したときは、当該契約書(注文書)</p>	

改正後	現行
<p>を交付の日から7年間保存するものとする。</p> <p>第9条 規約第5条第2項の「品質査定書」には、下取車について、別途定める品質査定基準に従って評価した評価点を記載するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の品質査定書を購入者に交付したときは、その写しを交付の日から2年間保存するものとする。</p> <p>第10条 規約第5条第3項の「保証書」は、保証を付ける事業者が、別途定める作成要領に基づき作成するものとする。</p> <p>2 事業者は、前項の「保証書」を購入者に交付したときは、その写しを保証満了の日まで保存するものとする。</p> <p>第11条 規約第6条第1号及び第7条第8号の「客観的数値等」とは、例えば次のようなものをいう。</p> <p>(1) 主要諸元等</p> <p>(2) 規約第7条第3号に定める統計の数値</p> <p>第12条 規約第6条第2号の「完全な…」等の用語は、計測可能な条件を100パーセント満足する場合には、社会通念上妥当な範囲を超えないものと判断できるため、その表示を妨げないものとする。</p> <p>第13条 規約第6条第3号の「このクラス…」等の表示をする場合は、エンジン排気量により区分するものとする。ただし、規約第7条第3号の統計調査の結果により事実確認が可能なものであれば、エンジン排気量以</p>	

改正後	現行
<p>外のクラス区分を用いてもよい。</p> <p>第14条 規約第6条第4号の「新発売」、「新型登場」等の用語を使用できる期間は、新型車発表以後6か月とする。ただし、当該新型車についてモデルチェンジ、マイナーチェンジ等の発表が予定されている場合は、その予定日以前の3か月間は当該用語を使用しないものとする。</p> <p>第15条 規約第7条第1号の「ランキング表示」において、数値や根拠などの条件を同じくするものが存在するときは、自社又は他社に条件を同じくするものが存在する旨を明瞭に表示するものとする。</p> <p>2 数値や根拠などの条件を比較すべきものが他社に存在しない場合は、規約第7条第1号の「ランキング表示」を行ってはならないものとする。</p> <p>第16条 規約第7条第3号の統計調査の結果は、次に掲げるものとする。ただし、事実確認が可能な統計調査の結果がほかにもある場合には、当該調査の数値も用いることができる。</p> <p>(1) 生産台数（日本国内において生産された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(2) 輸出台数（日本国内において生産し、輸出された二輪自動車の台数） 一般社団法人日本自動車工業会調べ</p> <p>(3) 小型二輪の国内新規検査台数 一般社団法人全国軽自動車協会連合会調べ</p> <p>(4) 軽二輪の国内新規届出台数</p>	

改正後	現行
<p>一般社団法人全国軽自動車協会連合会 調べ</p> <p>(5) 国外における生産又は販売台数（当該国内において生産又は販売された二輪自動車の台数） 当該国の自動車工業会等調べ</p> <p>(6) 世界における生産台数（世界において生産された二輪自動車の台数） (1)及び(5)によるものとする。</p> <p>(7) 輸入台数（日本国内に輸入された二輪自動車の台数） 財務省調べ</p> <p>(8) 保有台数（日本国内において保有されている二輪自動車の台数） 国土交通省調べ</p> <p>第17条 規約第7条第4号の「燃料消費率」とは、ガソリン等の燃料を使用する二輪自動車の場合は、燃料1リットル当たりの走行距離をいい、電動の二輪自動車の場合は、一充電走行距離及び交流電力量消費率をいう。</p> <p>2 規約第7条第4号の数値は、次に掲げる数値とする。</p> <p>(1) 道路運送車両法第75条第1項の規定による型式の指定又は道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第62条の3第1項の規定による型式の認定を受けた新車にあつては、次のいずれかの数値。ただし、型式の指定又は認定を受けた電動の二輪自動車及び平成24年10月1日前に型式の指定又は認定を受けた新車にあつては、その申請書類に燃料消費率として記載した数値 ア その申請書類に燃料消費率として記</p>	

改正後	現行
<p>載した数値及びその申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値</p> <p>イ その申請書類に記載した数値に基づき公的第三者の計算式により算出した数値</p> <p>(2) 第1号に規定する新車以外の新車にあっては、製造業者が適正な方法により実施した測定によって得られた数値</p> <p>第18条 規約第9条第8号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。</p> <p>(1) 値引額を実際のものよりも多く見せるため、メーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を表示すること。</p> <p>(2) 値引額又は値引率を表示する場合において、その算出の基礎としてメーカー希望小売価格又は自店通常価格よりも高い価格を用いること。</p> <p>(3) 下取車の査定額を表示する場合において、実際のものよりも少ない評価額を表示し、その差額を値引額に含めて、見せかけの値引額を表示すること。</p> <p>第19条 規約第9条第9号に該当する表示の主な例は、次のとおりである。</p> <p>(1) メーカー希望小売価格よりも高い価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること、又は、メーカー希望小売価格がないときに任意の価格をメーカー希望小売価格と称して比較対照価格とすること。</p> <p>(2) 旧型車両の販売価格の比較対照価格に新型車両のメーカー希望小売価格を用いること。</p>	

改正後	現行
<p>(3) 自店通常価格よりも高い価格を自店通常価格と称して比較対照価格とすること。</p> <p>第20条 規約第10条の規定の解釈については、「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成5年公正取引委員会事務局長通達第6号）によるものとする。</p> <p>第21条 <u>規約第10条の2の規定の解釈については、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」の運用基準（令和5年3月28日消費者庁長官決定）によるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>

附 則

この規則の変更は、令和7年4月1日から施行する。